

令和2年度答申第44号
令和2年10月20日

諮問番号 令和2年度諮問第45号（令和2年9月23日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 特許料等追納手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人X₁及び同X₂からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、特許法（昭和34年法律第121号）112条4項の規定により消滅したものとみなされた特許第a号の特許権（以下「本件特許権」という。）の原特許権者である審査請求人X₁及び同X₂が、本件特許権について、特許料を追納することができる期間（以下「追納期間」という。）内に特許料及び割増特許料（以下「特許料等」という。）を納付することができなかったことについて正当な理由があると主張して、納付年分を第6年分とする特許料等（以下「本件特許料等」という。）を追納する手続（以下「本件追納手続」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件追納手続を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人らがこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特許法107条1項は、特許権者は、特許権の設定の登録の日から特許権の存続期間の満了までの各年について、特許料を納付しなければならないと規定し、同法108条2項本文は、第4年以後の各年分の特許料は、前年以前（以下「納付期間」という。）に納付しなければならないと規定している。
- (2) 特許法112条1項は、特許権者は、納付期間内に特許料を納付することができないときは、納付期間が経過した後であっても、その経過後6月（追納期間）以内に特許料を追納することができると規定し、同条2項は、前項の規定により特許料を追納する特許権者は、特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならないと規定している。
- そして、特許法112条4項は、特許権者が追納期間内に特許料及び割増特許料（特許料等）を納付しないときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなすと規定している。
- (3) 特許法112条の2第1項は、同法112条4項の規定により消滅したものとみなされた特許権の原特許権者は、追納期間内に特許料等を納付することができなかったことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その特許料等を追納することができると規定している。
- そして、特許法112条の2第2項は、前項の規定により特許料等の追納があったときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って存続していたものとみなすと規定している。
- (4) 特許法18条の2第1項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人らは、本件特許権の第6年分の特許料（以下「本件特許料」という。）の納付期間（その末日は平成30年3月22日）内に本件特許料を納付せず、さらに、追納期間（その末日は同年9月25日）内に本件特許料等を納付しなかった（以下「本件期間徒過」という。）ため、特許法112条4項の規定により、本件特許権は納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなされた。

(回復理由書、手続却下の処分)

(2) 審査請求人らは、平成30年12月14日付けで、特許法112条4項の規定により消滅したものとみなされた本件特許権に関し、本件期間徒過について正当な理由があると主張して、特許法112条の2第1項の規定に基づき、本件特許料等を追納する手続(本件追納手続)をした。

(特許料納付書、回復理由書)

(3) 処分庁は、令和2年2月19日付けで、審査請求人らに対し、本件期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件追納手続は特許法112条の2第1項の要件を満たしていないとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件追納手続を却下する処分(本件却下処分)をした。

(却下理由通知書、手続却下の処分)

(4) 審査請求人らは、令和2年6月2日付けで、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和2年9月23日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人らの主張の要旨

審査請求人X₁の一般事務職員(以下「本件補助者」という。)は、誤って本件特許権とは異なる特許権(以下「本件別件特許権」という。)の特許番号を本件特許権に係る第6年分の特許料(本件特許料)の納付書(以下「本件納付書」という。)に記載(以下「本件誤記」という。)した後、本件誤記の有無について確認することなく特許庁に本件納付書を提出したところ、本件納付書に対して、処分庁が発出した却下理由通知書(以下「本件却下理由書」という。)には、本件納付書に審査請求人X₁が記載した整理番号(本件特許権を管理するために付した管理番号)の記載がなかったことから、本件特許料が納付漏れとなっていた本件特許権を特定することが困難であった。また、平成29年8月8日以降、審査請求人X₁は、本件特許権及び本件別件特許権以外の特許権に係る特許料納付書について、二重納付を理由とする却下理由通知書を多数受領しており、二重納付となった原因を調査したところ、同年4月1日の会社の組織変更に伴い導入された社内イントラネットの不具

合によるものであることが判明していたことから、本件却下理由書において本件別件特許権について指摘された二重納付の原因も、同じ理由によるものであると判断しやすい状況下にあった。

審査請求人X₁では本件補助者を適切に管理・監督していたが、上記のような特殊な状況の下、本件誤記に気づかない中で、本件特許料が未納付であることに想到するのは困難であった。また、審査請求人らは、本件特許料を審査請求人X₁が全額支払う旨の契約をしていたから、審査請求人X₂が本件期間徒過について予測可能であったとはいえない。したがって、本件期間徒過には特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」があるから、本件却下処分取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

本件補助者は、本件誤記をし、特許番号の正確性を確認することなく、本件納付書を提出したものであり、その不注意は明らかである。また、本件補助者は、社内イントラネットのデータベースに本件特許料を納付したとの誤った情報を入力した上、同データベースの納付期限と特許庁データベースの納付期限を照合することで特許料の納付状況を確認する作業において、本件特許料が未納であることが抽出されたにもかかわらず、その理由を特許庁データベースの更新までのタイムラグであると捉え、異常なしと判断し、その後に同データベースの更新時期を見計らって更新を確認したこともうかがえず、また、上記の照合作業から約半年後に同じ作業を実施した際にも本件特許権が抽出されていたことを見逃したというのであり、不注意の程度が著しい。そして、本件全証拠を精査しても、上記のような本件補助者の不注意について、これを確認して是正する体制が審査請求人X₁において構築されていたことも認められない。これらの事情によれば、本件期間徒過という事態を発生させないために必要かつ十分な措置がとられたといえないことは明らかである。

また、特許権の各共有者は、特許料全額の納付義務を負うものと解されるから、審査請求人X₁が本件特許料を全額支払うとの合意があったからといって、審査請求人X₂における本件特許料の納付義務に影響を及ぼすものではない。

なお、審査請求人X₁は、月1回、社内イントラネットのデータベースを用いて特許料納付の確認を行っているが、本件のように、社内イントラネットのデ

データベース内の本件特許権に係る情報が不正確なまま当該確認作業を行ったとしても、その意味をなさないことは審査請求人らも認めている。

そうすると、本件期間徒過について、特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」があるということとはできないから、本件却下処分は適法である。

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年9月23日、審査庁から諮問を受け、同年10月8日、同月15日の計2回、調査審議をした。

1 審理員の審理手続について

一件記録によれば、審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認めべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の適法性及び妥当性について

- (1) 本件では、本件期間徒過に係る特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」の有無が争点であるが、「正当な理由」があるときとは、知財高裁平成30年5月14日判決（平成29年（行コ）第10004号）が判示するとおり、特段の事情のない限り、原特許権者において、一般に求められる相当な注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる客観的な事情により、追納期間内に特許料等を納付することができなかつた場合をいうものと解するのが相当である。

そして、相当な注意を尽くしていたというためには、追納期間の徒過が、特許権が消滅したものとみなされるという事態を招いてしまうのであるから、そのような事態を発生させないために必要かつ十分な措置がとられていたことが求められるというべきである。

- (2) 一件記録によれば、審査請求人X₁は特許権の維持管理に社内イントラネットのデータベースを利用しており、平成29年4月1日の会社の組織変更に伴い、当該イントラネットも変更していることがうかがえる。

一般に、このような状況下においては、審査請求人らも反論書で認めているように、イントラネットの変更により何らかの不具合が発生し得るところであり、これを想定の上、特許料納付書記載の情報の入力も含め社内データベースへの情報入力にあたっては、より一層の注意を払って作業することが求められる。しかしながら、本件補助者は、回復理由書によれば、特許料納付書に記載の特許番号を、特許料を納付する案件リストの特許番

号と照合するよう指示されていたとされるにもかかわらず、特許番号の照合作業すら実施することなく、本件誤記を含む本件納付書を提出した上、社内イントラネットのデータベースに、本件特許料は納付済みであると誤って入力したのであって、その後、審査請求人X₁の知的財産部門（以下「知財部門」という。）において、当該入力情報の正確性を確認した形跡は認められない。

また、回復理由書によれば、知財部門の管理職の指導・監督の下、本件補助者が半年に1回の頻度で社内イントラネットのデータベースと特許庁のデータベースを照合することで、特許料の納付状況を確認し、特許料が未納である特許権を抽出する作業を実施しているとのことであるが、本件特許料の納付期間満了前である平成29年12月に上記照合作業を実施した際には、本件特許権が特許料未納案件として抽出されていたにもかかわらず、特許庁のデータベースの更新が遅れているために表示されたものと断定しており、その後、特許庁のデータベースの更新の状況を確認し、再度上記照合作業を実施しようとした形跡もない。さらに、回復理由書によれば、本件特許権料の追納期間満了前である平成30年6月に上記照合作業を実施した際にも、本件特許権が特許料未納案件として抽出されていたにもかかわらず、それを単に見落とししたというのである。加えて、審査請求人X₁が、納付作業及び照合作業において、例えば、本件補助者の作業を知財部門の他の者がチェックする、特許庁から送付される特許料の領収書により納付の確認を行うなど、特許権の正確な維持管理に万全を期すために十分な対応を行っていたとは認められない。以上より、本件期間徒過は、審査請求人X₁において、業務上必要な注意を怠ることにより生じたもので、これを回避するための必要かつ十分な措置を講じていたとは認められない。

以下、審査請求人らのその余の主張について検討する。

審査請求人らは、本件納付書に対する却下理由書を受領した平成29年4月1日以降、会社の組織変更や、社内イントラネットの変更に起因した特許料の二重納付の対応に追われるという特殊な事情があったのであり、二重納付は特許権の消失につながる却下理由とはいえないから、本件特許料が未納付であったことまで想到することは困難であったとも主張する。しかしながら、同日以降に発生した上記の諸事情が、本件期間徒過を回避することができなかつた特殊な事情ということは到底できないのであり、

本件特許権の特許料の未納付を看過したことは本件却下理由書に記載された内容にかかわらず、単なる不注意によって生じたというほかない。

また、審査請求人X₂は、本件特許権の原特許権の共有者であるが、本件特許料の全額を審査請求人X₁が負担する契約をしていたため、本件期間徒過を予測することができなかつたと審査請求人らは主張するが、審査請求人X₂も本件特許料の納付手続を追納期間内に完遂するために必要な措置を講じる必要があつたのであり、このような契約があつたとしても審査請求人らの本件期間徒過の正当な理由とはなり得ない。

なお、審査請求人らは、本件却下理由書に整理番号の記載がなかつたために、特許権者側では整理番号と特許番号の照合ができないことから、本件特許料が納付漏れとなつていた本件特許権を特定することが困難であつたと主張するが、整理番号は、出願人が出願時に付する管理番号であつて、経済産業省令で定める特許料納付書の様式には整理番号を記載する欄がないのであるから、本件却下理由書に整理番号の記載がないことが本件特許料の納付漏れが生じた原因の一つであるかのような審査請求人らの主張は認められない。

したがって、本件期間徒過について「正当な理由」があるということはいえないから、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹